

チーム医療推進会議

チーム医療推進のための 看護業務検討ワーキンググループ 開催要綱

1. 趣旨

「チーム医療の推進について」（平成22年3月19日 チーム医療の推進に関する検討会取りまとめ）を受け、同報告書において提言のあった具体的方策の実現に向け、チーム医療を推進するための看護業務の在り方についての検討を行う。

2. 検討課題

- 看護師の業務範囲
- 「特定の医行為」の範囲
- 特定看護師（仮称）の要件
- 特定看護師（仮称）の養成課程の認定基準
- その他

3. 構成員

会議の構成員は、別紙に掲げる有識者とする。ただし、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4. 運営

本会議の庶務は、厚生労働省医政局で行う。
議事は公開とする。

今後の検討の進め方（案）

1. 検討方針

- チーム医療推進会議の今後の検討方針に基づき、看護師の業務範囲、「特定の医行為」の範囲、特定看護師（仮称）の要件、特定看護師（仮称）の養成課程の認定基準等について、詳細な検討を実施。（適宜、チーム医療推進会議に状況を報告。）
- 上記事項について、専門的・実証的な検討を行うために、医療現場・養成現場の関係者の協力を得ながら、以下の取組を実施。

（1）看護業務実態調査

チーム医療検討会報告書において「特定の医行為として想定される行為例」として列挙された行為等、一定の行為について、医師、看護師、医療機関、関係学会等を対象にした調査を実施。

（2）モデル事業

既に特定看護師（仮称）に類似した看護師の養成に取り組む大学院修士課程の関係者等の協力を得て、実態・実績に関する情報を収集する事業を実施。

2. 当面の検討スケジュール

- | | |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 6月14日 | 第2回WG 看護業務実態調査の調査項目、モデル事業実施課程の選定基準の決定 |
| 6月中 | 看護業務実態調査に着手、モデル事業の指定開始 |
| ～11月 | 実態調査の結果（8月中に取りまとめ予定）、モデル事業実施課程から提供された情報等を踏まえ、詳細な検討を実施 |
| 11月 | WGにおいて検討結果を取りまとめ |
| （12月中 | チーム医療推進会議において、各WGにおける検討結果を踏まえ、一定の結論を取りまとめ） |

モデル事業について（案）

1. 趣旨

- チーム医療の推進に関する検討会報告書（平成 22 年 3 月 19 日取りまとめ）において、特定看護師（仮称）の要件については、類似の看護師の養成に取り組む大学院修士課程の関係者等の協力を得て専門的・実証的な検討を行った上で決定する必要があると提言された。
- 本モデル事業は、当該報告書の提言を受け、既に類似の看護師の養成に取り組んでいる大学院修士課程の実態・実績に関する情報を収集するため、当該課程の関係者等の協力を得て実施するものである。（実施期間は原則として平成 22 年度中。）

2. 事業内容

- 以下の条件を満たす修士課程を「モデル事業実施課程」として選定する。
 - ◆ 「特定看護師モデル養成課程」と称すること。
 - ◆ 臨床実践能力を習得する科目（臨床薬理学等）を必修としていること。
 - ◆ 演習・実習科目を必修とするとともに、実習場所（病院等）を確保していること。
 - ◆ 教員・指導者に相当数の医師が含まれること。
 - ◆ 実習科目における安全管理体制を整備していること。
- モデル事業実施課程においては、一般的には「診療の補助」に含まれないと理解されてきた行為の実習を実施して差し支えないこととする。

3. モデル事業実施課程の報告事項

- モデル事業の開始当初に、例えば以下の事項についてWGに報告。
 - ◆ 到達目標（分野、実践内容等）
 - ◆ 教育カリキュラム（教育科目、内容、単位数）
 - ◆ 実習施設の概要
 - ◆ 単位認定者・実習指導者の経歴
 - ◆ 単位の認定方法・基準 等
- モデル事業の開始後に、その実施状況（例えば、安全面の課題、学生の履修状況、実習時のインシデント・アクシデント、一般の看護師でも実施可能な行為等）について、WGに随時報告。

特定看護師モデル養成課程実施要綱（案）

1. モデル事業の目的

- 従来よりも幅広い医行為を実施できる専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成を実施し、その実態・実績を分析することで、特定看護師（仮称）の要件や養成についての検討を行う
- なお、本モデル事業は、実態・実績を分析することで特定看護師（仮称）の要件や養成についての検討を行うことを目的にしているものであり、モデル養成課程大学院が将来特定看護師（仮称）養成大学院として認められるものとは限らない。

2. 実施方法

- モデル事業募集期間は、平成22年6月～7月とする。
- モデル事業実施期間は、申請書採択日～平成23年3月とする。
- 特定看護師モデル養成課程の審査は、チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ委員が行う。
- モデル事業実施課程の審査は、従来よりも幅広い医行為を実施できる専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成に適切な教育がなされるかについて、実施要綱の基準にそって書面で審査を行う。
- 申請書受付等の事務手続き窓口は厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室とする。

3. モデル事業申請時提出書類

- 以下の書類を提出すること
 - ・「特定看護師モデル養成課程」申請書
 - ・シラバス
 - ・大学院概要
 - ・実習施設概要（代表施設）

4. 特定看護師モデル養成課程の基準

- 「特定看護師モデル養成課程」と称すること。
- 臨床実践能力を習得する科目（臨床薬理学等）を必修としていること。

以下の教育内容が含まれていること

- ・ フィジカルアセスメントに関する科目
- ・ 臨床薬理学に関する科目
- ・ 病態生理学に関する科目

- 演習・実習科目を必修とするとともに、実習場所（病院等）を確保していること。

演習・実習科目を設定されていること。専門的な臨床実践能力を修得できる実習場所（病院等）を1か所以上確保していること

- 教員・指導者に相当数の医師が含まれること。

専門的な臨床実践能力を修得に必要な医師が確保されていること。病態生理学に関する科目や実習等に適切に医師が配置されていること。専任・兼任の区別や職位は問われないが臨床研修指導医と同程度の経験があることが望ましい。

- 実習科目における安全管理体制を整備していること。

5. モデル事業実施報告提出書類

- チーム医療推進のための看護業務検討WGの求めに応じ必要な資料を提出すること

看護業務実態調査について（案）

1. 趣旨

- チーム医療の推進に関する検討会報告書（平成22年3月19日取りまとめ）において、看護師の業務範囲の拡大や特定看護師（仮称）が実施する「特定の医行為」の範囲の決定に当たっては、看護業務に関する実態調査を実施し、当該調査結果を踏まえて検討する必要があると提言された。
- 本調査は、当該報告書の提言を受け、現在の看護業務の実態等に関する全国的な調査を実施するものである。（8月中に取りまとめ予定）

2. 調査内容

- チーム医療検討会報告書において「特定の医行為として想定される行為例」として列挙された行為等、一定の行為について、以下の項目を調査。
 - ・ 現在、看護師（認定看護師・専門看護師）が実施しているか否か
 - ・ 今後、一般の看護師が実施することが可能と考えられるか否か
 - ・ 今後、特定看護師（仮称）制度の創設に伴い、特定看護師（仮称）が実施することが可能と考えられるか否か
- なお、調査対象とする一定の行為については、「チーム医療推進のための看護業務検討WG（仮称）」において選定。

3. 調査対象・方法

- 平成22年度厚生労働科学研究費補助金事業を活用し、以下のとおり調査を実施する予定。

① 医療機関等に勤務する医師・看護師（質問紙調査）

| | |
|--------------------|----------------|
| 特定機能病院 | 83施設（100%） |
| 病院（規模別） | 1,800施設（20%抽出） |
| 診療所（有床） | 600施設（5%抽出） |
| 訪問看護ステーション | 500か所（10%抽出） |
| 介護保険関係施設等（老人保健施設等） | 500施設（10%抽出） |
| 計 | 約3,500施設 |

② 各種団体、関係学会の代表者（聞き取り調査）